

板橋区老朽建築物等除却費助成金交付要綱

(平成29年1月31日区長決定)

(令和3年3月30日一部改正)

(令和8年3月24日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、空家等や老朽建築物の適切な管理や除却・活用等の普及啓発を図るとともに、建物が適切に管理されていないことによる防災上、衛生上、景観上などの危険性を解消して、安全かつ良好な環境を保つ、安心・安全で快適なまちづくりを推進するため、区内の老朽建築物等を除却しようとする者に対する助成金の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する特定空家等と、区が認定したものをいう。
- (3) 管理不全空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項に規定する管理不全空家等と、区が認定したものをいう。
- (4) 老朽建築物 老朽化が進んでいる建築物又はこれに付属する工作物及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）のうち、空家等以外のものをいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (5) 特定老朽建築物 老朽建築物のうち、周囲の日常生活に重大な悪影響を与えている状態（廃棄物等に起因する管理不全状態のものを含む。）と、区が認定したものをいう。
- (6) 老朽建築物等 特定空家等、管理不全空家等及び特定老朽建築物をいう。
- (7) 周囲の日常生活に重大な悪影響を与えている状態 次のいずれかに掲げる状態をいう。
 - ア そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - イ そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ウ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
 - エ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- (8) 廃棄物等に起因する管理不全状態 次のいずれかに掲げる状態をいう。
 - ア みだりに放置された廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物（以下「放置廃棄物」という。）に起因して火災を発生させ、又は放置廃棄物が飛散するおそれがある状態
 - イ 放置廃棄物に起因する悪臭、ねずみ、害虫等の発生又は草木の著しい繁茂若しくは枯死により、周辺住民の生活環境に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある状態

- (9) 不良住宅 住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）第 2 条第 4 項に規定する不良住宅をいい、住宅地区改良法施行規則（昭和 35 年建設省令第 10 号）第 1 条本文の規定により合算した評点が 100 以上であるものをいう。
- (10) 無接道敷地 建物の敷地で、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 4 3 条 1 項に該当しないものをいう。

（助成対象建物及び助成金の額）

第 3 条 助成金の交付の対象となる建物は、区内にある建物で、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 老朽建築物等かつ不良住宅であり、建物の全てを除却するものであること。
- (2) 木造の建築物で、住宅部分の延床面積が 2 分の 1 以上であること。
- (3) 建物のほかに、付属する工作物及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。以下同じ。）が、周囲の日常生活に重大な悪影響を与えている状態（廃棄物等に起因する管理不全状態のものを含む。）にある場合は、建物の除却と併せて当該状態の全てが解消されるものであること。この場合において、区長は、除却することが適当であると認めた工作物及びその敷地（以下「工作物等」という。）について、その除却費用を助成金の交付の対象とすることができる。
- (4) 建物が 2 人以上の共有の場合は、共有者全員の同意があること。
- (5) 助成を受けようとする建物又は工作物等が、当該建物又は工作物等の除却に要する費用に関する他の助成金又は補助金を受けていないこと。

2 助成金の額は、建物の除却にあつては、除却する延床面積に国土交通大臣が定める標準除却費のうちの除却工事費の 1 m²当たりの額を乗じた額と除却に要する費用（消費税を除く）のいずれか少ない額に 10 分の 5 を乗じて得た額とし、工作物等の除却にあつては、除却に要する費用（消費税を除く）に 10 分の 5 を乗じて得た額とする。この場合において、助成金の額は、100 万円を上限として交付するものとする。

3 第 1 項第 1 号に掲げる建物が、無接道敷地にある場合における助成金の額は、前項中にある「10 分の 5」とあるのは「10 分の 8」と、「100 万円」とあるのは「200 万円」と読み替えて算出するものとする。

4 第 2 項及び前項の規定により算出した助成金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（助成対象者）

第 4 条 助成金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 前条第 1 項各号に掲げる建物を所有し、除却しようとする個人（個人の事業者及び法定相続人を含む。）、又は当該建物の敷地を所有し、当該建物の所有者の同意を得て除却しようとする個人（個人の事業者及び法定相続人を含む。）であること。
- (2) 建物が 2 人以上の共有の場合は、共有者全員によって合意された代表者であること。
- (3) 同一年度内にこの要綱に基づく助成を受けていないこと。
- (4) 東京都板橋区暴力団排除条例（平成 24 年東京都板橋区条例第 28 号）第 2 条第 1 号に規定

する暴力団並びに同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当する者でないこと。

（助成金の承認申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、除却工事着手予定日の14日前までに、板橋区老朽建築物等除却費助成対象承認申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に提出し、承認を受けなければならない。

- （1）案内図、配置図、各階平面図及び延床面積の計算図
- （2）除却に要する費用の見積書等（内訳のわかるもの）及び工程表
- （3）現況の写真（助成対象建物、当該敷地内及び周囲の状況等がわかるもの）
- （4）建物登記の全部事項証明書又は所有権を証する書類
- （5）共有の場合は、合意された代表者であることを証する書類

2 区長は、必要と認める場合、前項の書類以外の書類を提出させることができる。

（助成対象の承認）

第6条 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容の審査及び現地調査を行い、助成の対象と認めるときは板橋区老朽建築物等除却費助成対象承認通知書（別記第2号様式）により、助成の対象と認められないときは板橋区老朽建築物等除却費助成対象不承認通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（変更及び取下げ）

第7条 前条の規定により助成対象の承認を受けた者（以下「助成対象者」という。）が、申請した内容を変更しようとするときは板橋区老朽建築物等除却費助成対象変更承認申請書（別記第4号様式）により、取下げをしようとするときは板橋区老朽建築物等除却費助成対象承認取消願（別記第5号様式）を区長に提出しなければならない。

（変更の承認等）

第8条 区長は、前条の規定による変更承認申請又は承認取消願を受けたときは、速やかにその内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、助成対象の範囲内の変更と認めるときは板橋区老朽建築物等除却費助成対象変更承認通知書（別記第6号様式）により、助成対象の範囲内の変更と認められないとき、又は取下げを認めるときは板橋区老朽建築物等除却費助成対象承認取消通知書（別記第7号様式）により、助成対象者に通知するものとする。

（助成金の実績報告及び交付申請）

第9条 助成対象者は、助成事業が完了し助成金の交付を受けようとするときは、助成事業が完了した年度の3月20日（この日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は土曜日に当たるときは、その直前の平日）までに、板橋区老朽建築物等除却費助成金完了実績報告書（別記第8号様式）及び板橋区老朽建築物等除却費助成金交付申請書（別記第9号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 除却に要した費用を証する領収書の写し等
- (2) 除却後の写真（当該敷地内及び周囲の状況等がわかるもの）
- (3) 助成金に係る収支計算書

2 区長は、必要と認める場合、前項の書類以外の書類を提出させることができる。

（助成金の交付決定及び額の確定）

第10条 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、助成事業の各要件に適合すると認めるときは、助成金の交付を決定するとともに額を確定し、板橋区老朽建築物等除却費助成金交付決定兼交付額確定通知書（別記第10号様式）により、認められないときは板橋区老朽建築物等除却費助成金不交付決定通知書（別記第11号様式）により、助成対象者に通知するものとする。

2 前項の交付決定は、予算の範囲内で行う。

（助成金の交付請求及び交付）

第11条 前条の規定により助成金の交付決定及び額の確定の通知を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、速やかに板橋区老朽建築物等除却費助成金交付請求書（別記第12号様式）に支払口座振替依頼書を添えて、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による助成金の交付請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消及び助成金の返還等）

第12条 区長は、助成対象者又は助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該助成対象の承認又は助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 他の関係法令等に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成対象の承認を受け、又は助成金の交付決定を受けたとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により助成対象の承認又は助成金の交付決定を取り消したときは、板橋区老朽建築物等除却費助成対象承認取消通知書（別記第13号様式）又は板橋区老朽建築物等除却費助成金交付決定取消通知書（別記第14号様式）により、助成対象者又は助成決定者に通知する。

3 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（調査等）

第13条 区長は、助成金に関し必要があると認めるときは、申請者、助成対象者又は助成決定者から報告を求め、又は自ら調査を実施することができる。

（管理義務）

第14条 助成決定者は、助成対象建物を除却した更地等について、周辺的生活環境に悪影響を

及ぼさないよう、自らの責任において適切な維持管理に努めるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）に定めるもののほか、都市整備部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成29年1月31日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定による助成決定者に対する助成金交付等の手続を行うために必要な限度において、この要綱の規定は、なおその効力を有する。

付 則

この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行する。ただし、別記第1号様式、第4号様式、第5号様式、第8号様式、第9号様式及び第12号様式の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定による助成決定者に対する助成金交付等の手続を行うために必要な限度において、この要綱の規定は、なおその効力を有する。

令和 年 月 日

（宛先）
板橋区長

板橋区老朽建築物等除却費助成対象承認申請書

〒

住所

フリガナ

申請者氏名

電話番号

板橋区老朽建築物等除却費助成金について、助成対象の承認を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 除却する場所 板橋区 丁目 番 号

2 建物の面積等

<input type="checkbox"/>	無接道敷地である	<input type="checkbox"/>	無接道敷地ではない	
除却に要する費用の総額		円（消費税を除く）		
内	建物の延床面積	m ²	うち住宅部分の床面積	m ²
	用途		階数	階建
	建物の除却に要する費用		円	
訳	(1)	の除却に要する費用	円	
	(2)	の除却に要する費用	円	
	(3)	の除却に要する費用	円	
	(4)	の除却に要する費用	円	
	工作物等の除却に要する費用の総額		円	

3 所有の状況 建物を所有している 土地を所有している

4 工事着手予定日 令和 年 月 日

5 工事完了予定日 令和 年 月 日

6 添付書類

- (1) 案内図、配置図、各階平面図及び延床面積の計算図
- (2) 除却に要する費用の見積書等（内訳のわかるもの）及び工程表
- (3) 現況の写真（助成対象建物、当該敷地内及び周囲の状況等がわかるもの）
- (4) 建物登記の全部事項証明書又は所有権を証する書類
- (5) 共有の場合は、合意された代表者であることを証する書類
- (6) その他区長が必要と認めるもの

板 都 安 第 号
令和 年 月 日

板橋区老朽建築物等除却費助成対象承認通知書

様

板橋区長 坂 本 健

令和 年 月 日付で申請のあった、板橋区老朽建築物等除却費助成金の助成対象の承認について審査した結果、下記のとおり助成の対象となることを承認したので通知します。

記

1 除却する場所 板橋区 丁目 番 号

2 建物の概要

建物の延床面積	m ²	うち住宅部分の床面積	m ²
用途		階数	階建

3 その他

助成事業の内容を変更しようとするとき又は取下げをしようとするときは、板橋区老朽建築物等除却費助成対象変更承認申請書（別記第4号様式）又は板橋区老朽建築物等除却費助成対象承認取消願（別記第5号様式）を提出してください。

また、助成事業が完了し助成金の交付を受けたいときは、助成事業が完了した年度の3月20日（この日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は土曜日に当たるときは、その直前の平日）までに、板橋区老朽建築物等除却費助成金完了実績報告書（別記第8号様式）及び板橋区老朽建築物等除却費助成金交付申請書（別記第9号様式）に次に掲げる書類を添えて提出してください。

- （1）除却に要した費用を証する領収書の写し等
- （2）除却後の写真（当該敷地内及び周囲の状況等がわかるもの）
- （3）助成金に係る収支計算書
- （4）その他区長が必要と認めるもの

板 都 安 第 号
令和 年 月 日

板橋区老朽建築物等除却費助成対象不承認通知書

様

板橋区長 坂 本 健

令和 年 月 日付で申請のあった、板橋区老朽建築物等除却費助成金の助成対象の承認について審査した結果、下記のとおり助成の対象となることを承認しないことにしたので通知します。

記

1 承認しない理由

令和 年 月 日

（宛先）
板橋区長

板橋区老朽建築物等除却費助成対象変更承認申請書

〒

住 所

フリガナ

申請者 氏 名

電話番号

令和 年 月 日付けで申請した、板橋区老朽建築物等除却費助成金について、変更の承認を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容

（変更前）

（変更後）

2 変更の理由

3 添付書類

令和 年 月 日

（宛先）
板橋区長

板橋区老朽建築物等除却費助成対象承認取消願

〒

住 所

フリガナ

申請者 氏 名

電話番号

令和 年 月 日付けで申請した、板橋区老朽建築物等除却費助成金について、下記のとおり取り下げ願います。

記

1 取下理由

2 添付書類

板 都 安 第 号
令和 年 月 日

板橋区老朽建築物等除却費助成対象変更承認通知書

様

板橋区長 坂 本 健

令和 年 月 日付で変更承認申請のあった板橋区老朽建築物等除却費助成金については、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 承認した内容

板 都 安 第 号
令和 年 月 日

板橋区老朽建築物等除却費助成対象承認取消通知書

様

板橋区長 坂 本 健

令和 年 月 日付で申請のあった、板橋区老朽建築物等除却費助成金については、下記のとおり承認を取り消したので通知します。

記

1 取り消した理由

令和 年 月 日

（宛先）
板橋区長

板橋区老朽建築物等除却費助成金完了実績報告書

〒

住 所

フリガナ

申請者氏名

電話番号

令和 年 月 日付けで申請した板橋区老朽建築物等除却費助成金について、助成事業が完了したので関係書類を添えて、事業の実績を下記のとおり報告します。

記

1 除却した場所 板橋区 丁目 番 号

2 工事着手日 令和 年 月 日

3 工事完了日 令和 年 月 日

4 添付書類

- （1）除却後の写真（当該敷地内及び周囲の状況等がわかるもの）
- （2）助成金に係る収支計算書
- （3）その他区長が必要と認めるもの

令和 年 月 日

（宛先）
板橋区長

板橋区老朽建築物等除却費助成金交付申請書

〒

住所

フリガナ

申請者氏名

電話番号

板橋区老朽建築物等除却費助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 除却した場所 板橋区

2 建物の面積等

交 付 申 請 額		円	
<input type="checkbox"/> 無接道敷地である(割合8/10、上限200万円) <input type="checkbox"/> 無接道敷地ではない(割合5/10、上限100万円)			
内	建	国土交通大臣が定める標準除却費のうち除却工事費により算出した額 (a)	$m^2 \times \text{円} / m^2 =$ 円
		除却に要した費用 (b)	(消費税を除く) 円
		助成対象とする額 (c)	(a)か(b)のいずれか少ない額 円
		助成対象の申請額 (d)	$(c) \times \frac{\quad}{10}$ (1,000円未満切捨て) 円
訳	工 作 物 等	助成対象とする額 (e)	(消費税を除く) 円
		助成対象の申請額 (f)	$(e) \times \frac{\quad}{10}$ (1,000円未満切捨て) 円
		助成対象申請額の合計	(d) + (f) 円

3 工事着手日 令和 年 月 日

4 工事完了日 令和 年 月 日

5 添付書類

(1) 除却に要した費用を証する領収書の写し等

(2) その他区長が必要と認めるもの

板 都 安 第 号
令和 年 月 日

板橋区老朽建築物等除却費助成金交付決定兼交付額確定通知書

様

板橋区長 坂 本 健

令和 年 月 日付けで交付申請のあった板橋区老朽建築物等除却費助成金については、下記のとおり交付することに決定し、交付額を確定したので通知します。

記

- 1 交付額の確定金額 金 円
- 2 確定額の内訳
- (1) 建 物 (円)
- (2) 工作物等 (円)
- 3 その他

速やかに板橋区老朽建築物等除却費助成金交付請求書（別記第12号様式）に支払金口座振替依頼書を添えて提出してください。

また、助成対象建物を除却した更地等については、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において適切な維持管理に努めてください。

板 都 安 第 号
令和 年 月 日

板橋区老朽建築物等除却費助成金不交付決定通知書

様

板橋区長 坂 本 健

令和 年 月 日付で交付申請のあった板橋区老朽建築物等除却費助成金については、下記のとおり交付しないことに決定したので通知します。

記

1 助成金を交付しない理由

板 都 第 号
令和 年 月 日

板橋区老朽建築物等除却費助成対象承認取消通知書

様

板橋区長 坂 本 健

令和 年 月 日付で申請のあった、板橋区老朽建築物等除却費助成金については、下記のとおり承認を取り消したので通知します。

記

1 取り消した理由

板 都 第 号
令和 年 月 日

板橋区老朽建築物等除却費助成金交付決定取消通知書

様

板橋区長 坂 本 健

令和 年 月 日付で交付申請のあった、板橋区老朽建築物等除却費助成金については、下記のとおり交付決定を取り消したので通知します。

記

1 取り消した理由